

## 議案第54号

### 専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月11日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、石岡市都市計画税条例の一部を改正したため。

### 改 正 要 綱

都市計画税の課税標準の特例措置等を講じたこと。

石岡市告示第242号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

平成28年3月31日

石岡市長 今 泉 文 彦

## 石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

(平成28年3月31日石岡市条例第26号)

石岡市都市計画税条例（平成17年石岡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「，第23項，第24項」を「，第22項から第24項まで」に，「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで，第33項又は第34項」に改める。

附則第15項中「若しくは第42項」を「，第42項若しくは第45項」に，「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め，同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に，「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に，「附則第7項，第9項及び第10項」を「附則第8項，第10項及び第11項」に，「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に，「附則第11項」を「附則第12項」に，「附則第12項」を「附則第13項」に改め，同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め，同項を附則第14項とする。

附則第12項の前の見出しを削り，同項を附則第13項とし，同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）」を付する。

附則第11項中「第20項」を「第19項」に改め，同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に，「第20項」を「第19項」に改め，同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に，「第20項」を「第19項」に改め，同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に，「第20項」を「第19項」に改め，同項を附則第9項とする。

附則第7項中「第20項」を「第19項」に改め，同項を附則第8項とする。

附則第6項の前の見出しを削り，同項中「第20項」を「第19項」に改め，

同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第42項の条例で定める割合）

- 6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の石岡市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。